

事務局から

「法廷」全日程、インターネットでライブ中継が決定！

何らかの事情で「法廷」傍聴できない方に朗報です！「法廷」全日程はインターネットでライブ中継されます。VAWW-NET Japanのホームページからアクセスでき、録画は「法廷」後約一ヶ月間保存されます。ホームページは毎日情報が更新される予定です。ぜひご利用ください。

「2000年女性国際戦犯法廷の記録」第三巻『「慰安婦」戦時性暴力の実態！』ついに刊行！

金富子・宋連玉責任編集で、「記録」第三巻が刊行されました（緑風出版、3000円）。宋連玉、吉見義明、西野瑠美子、浦崎成子、駒込武、中村ふじゑ、柴洋子、藤永壮、金富子、金栄、「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会、李相和らの論文収録。

「慰安婦」裁判日程

- 11/30（木）
13:30～
中国・山西省性暴力被害者裁判第8回口頭弁論本人尋問（東京地裁104号、12:50集合）
14:50～（抽選開始）
在日の元「慰安婦」宋神道さんの謝罪補償請求裁判・判決（東京高裁）
18:30～
宋神道さん高裁判決・万愛花さん本人尋問合同報告集会（全水道会館大会議室）
- 12/3（日）18:30～
フィリピン裁判支援集会（武蔵野公会堂・吉祥寺）
- 12/5（火）13:10～
中国人元「慰安婦」裁判第一次訴訟第21回口頭弁論・結審（東京地裁712号法廷）
- 12/6（水）10:00～
フィリピン人「従軍慰安婦」補償請求裁判・判決（東京高裁101号法廷）

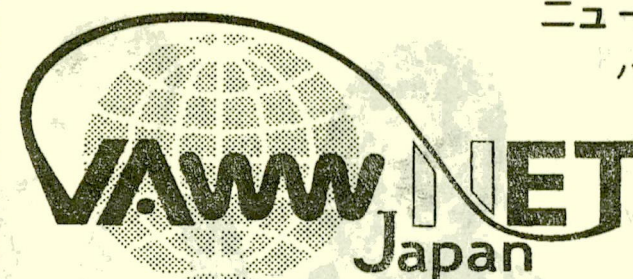
「法廷」ボランティア、大募集！！

- 送迎アテンド 一日20名
12月3日（日）くらいから可能な方（一日数時間、毎日でなくても可）。
内容：成田空港（第1、第2ターミナル）、（羽田？）、TCAT（箱崎）での出迎え、箱崎～九段下間の送迎。事務所で事前の打ち合わせをします。
- 当日アテンド 一日10名
外国語のできる方
ゲスト（VIP、サバイバー、支援者）の日常的なニーズに対応する。コピー、買い物、リコンファームなどの受付。
- 同時通訳レシーバー管理 一日15名
内容：朝／連番シール付け、貸出し、貸出し記録、預り金受け取り
日中／途中入館者、退出者への対応
夕／レシーバー受け取り、イアホン管理、預り金返却、個数カウント
- 開場設営係 一日10名
特に各日夕方から
- 会場案内係 一日15名
開場時、休憩時間終了時、空席を探し案内する。法廷中の客席見回り。
- 玄関・ロビー係 一日15名
受付付近の混雑を防ぐための案内、手洗いの案内、立ち入り禁止区域の監視
- 警備係 若干名
- 保育係 一日3名
- 印刷係 一日2名
- インターネット中継
- 事務局付きボランティア 一日2名
- 電話受け付け係 一日1名
- 食料、弁当調達係 一日1名
- 書類整理係 一日1名
- プレスルーム付きボランティア 一日2名
- 腕章製作 家にミシンがある方
事務局・木下までご連絡ください。

編集後記

ついに「法廷」前最後のニュースとなりました。次は「法廷」でお目にかかりましょう！

(K)



「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク
e-mail: vaww-net-japan@jca.apc.org
http://www.jca.apc.org/vaww-net-japan
TEL&FAX: 03-5337-4088 1部100円

ニュース11月号2000.11.25発行

- ハーグ裁判官会議報告 松井やより-1
- ハーグそして東京へ 東澤靖-3
- 「法廷」参加者最新情報-4
- 「法廷」タイムテーブル-6
- 韓国から「法廷」に参加する
ハルモニのこと 尹貞玉-7
- 国際公聴会について-8
- ICCシンポについて 辻井美穂-10
- 若い世代の声-11
- 「法廷」直前情報満載！！

いよいよ開廷に向けて全力を！

裁判官6人がハーグで会議 「法廷」の内容固まる
「法廷」に被害女性約80人を含め海外から500人参加へ
松井やより（VAWW-NET Japan代表）



左よりガブリエル・カーク・マクドナルドさん、カルメン・マリア・アルヒバイさん、クリスチーナ・チンキンさん
「女性国際戦犯法廷」がいよいよ目前に迫りました。ソウル会議で提案して以来2年半の波乱と労苦に満ちた準備の成果が実ろうとしています。被害女性が8カ国から80人近くも参加されるだけでなく、ドイツ、スウェーデン、南アフリカ、ウクライナ、ヨルダンなど世界中から500人近くも東京に集まるのです。そして何よりも裁判官6人が最終決定して、10月26、27日にハーグで開かれた裁判官会議に全員勢ぞろいし、「法廷」の内容が固まったことはすばらしいと思います。あとは、残された約2週間、会員ひとり一人が最後の努力を傾けたいものです。

裁判官は、5大陸から男女3人ずつ、次の6人です。

「女性国際戦犯法廷」裁判官

- ガブリエル・カーク・マクドナルド（米国・旧ユーゴ国際戦犯法廷前所長）
- クリスチーナ・チンキン（英国・ロンドン大学国際法教授）
- カルメン・マリア・アルヒバイ（アルゼンチン・判事、国際女性法律家連盟会長）
- P. N. バグワティ（インド・インド前最高裁長官、国連人権規約委員会副議長）
- ビチット・ムンタボーン（タイ・チュラロンコン大学法学部教授、子ども売買・子ども買春・子どもポルノ問題前国連特別報告者）
- ウィリー・ムトゥンガ（ケニア・ケニア人権委員会委員長、ケニア大学教授）

6人の裁判官全員が、世界的にも知られている国際法や人権の専門家で、「法廷」の評価を高めるすばらしいチームです。とくに、マクドナルドさんが裁判官を引き受けてくださったことは、「法廷」が国際的に認知されたことを意味します。旧ユーゴ法廷で初めて本格的に戦時性暴力が裁かれたわけで、その前所長が裁判官として、現職のジェンダー担当法律顧問であるパトリシア・ビスラー・セラーズさんが首席検事として、旧ユーゴ紛争での性暴力についての実績を50年以上前の日本軍「慰安婦」制度に生かしていただけるのですから、これ以上適任のコンビは考えられないでしょう。

旧ユーゴ法廷のあるハーグで裁判官会議を開いたことも、全員集まるのに便利で、バグワティ、ビチット両氏はジュネーブから、チンキンさんはロンドンからかけつけてくださったという以上の意味を感じました。

また、もう一人の首席検事、ティナ・ドルゴボルさんは、セラーズさんが旧ユーゴ法廷で働くようになって最も参考にしたという国際法律家委員会（ICJ）の「慰安婦」問題勧告（94年）をまとめた女性で、二人が共同で起訴状を書くのもまた、これ以上のコンビはないと思います（「世界」12月号セラーズさんインタビューでこの奇遇についてふれています）。

裁判長は今回決めませんでしたが、実際のまとめ役はマクドナルドさんで、ハーグ会議から帰国した10月29日夜NHKのコンゴ紛争関連の番組で、彼女が黒の法衣を着て裁判長席にいたのが見えました。とてもきさくな女性で、会議の前夜初めて会ったのに、いきなり「どんな判決を出してもらいたいのですか」とずばり聞かれ、この「法廷」にかける意気込みを感じました。

会議には、6人の裁判官、二人の首席検事のほかに、法律顧問のロンダ・カブロン・ニューヨーク市立大学大学院国際法教授も参加されました。「国際刑事裁判所にジェンダー正義を求める女性コーカス」のリーダー



ウィリー・ムトゥンガさん ビチット・ムンタボンさん

として超多忙で行動的な国際法学者ですが、マニラ、台北、そしてハーグと毎回ニューヨークからかけつけて裁判官や検事に膨大な資料を用意したりアドバイスをさかんにして、「法廷」への熱意を示していました。何よりも彼女の説得でマクドナルドさんが裁判官を引き受けられたのです。

専門家証人として「法廷」に参加されるオランダの国際法学者で、日本でのフィリピン「慰安婦」訴訟に意見書を書くなど協力しているフリッツ・カルスホーベンさんも出席されました。

国際実行委員会からはフィリピンのインダイ・サホールさん、韓国の尹貞玉さん、検事の趙シヒョンさん、被害者証言を担当している若手社会学者の梁ヒュンアさん、日本からは松井、東海林事務局長、東澤靖弁護士が参加、東澤弁護士は裁判官、検事たちとの法律論議を引き受けてくださいました。

セラーズさんが「国際法関連文書に今後何回も引用されるような充実した内容のある判決を書いてもらえるように、しっかりした起訴状作りたい」と発言され、裁判官も、検事も、法律顧問も、法律的にも注目される本格的な「法廷」をめざしていることを感じ取りました。

私にとっての「法廷」の意義

若い世代からの声

●ボランティアとしてこの「法廷」にかかわり始めて数ヶ月になる。初めて「法廷」のことを聞いた途端に「これは価値のあるものだ、是非参加したい」と直感した。私は24歳で、戦争体験者でもないし、歴史を専攻していたわけでもない。しかし、高校2年生で初めて「従軍慰安婦」の存在を知った時の怒りが今でも原動力になり、「法廷」にかかわっている。この「法廷」には年齢や経歴を問わず、幅広い人を引きつけるだけの意義があると思う。

私がこの「法廷」を支持する理由は3つの点からである。1つ目は、正義を果たすため。この「レイプ小屋」（「慰安所」の本当の性質をあらわすため敢えてこの言葉を使う）を組織した行為が悪であること、責任者や実行者はその報いを受けるべきであることを世界に知らせたい。英語の「ジャスティス」には「正義」と「裁判」の両方の意味がある。まさに、正義を果たす「法廷」であってほしい。また、「戦争だったから」「時代が違ったから」と言って罪を見逃ごすことが通用しないということを明らかにしたい。55年前の女性なら強姦されることを、現代の女性より苦痛に思わなかっただろうか？55年前の親なら娘が拉致され、2度と帰って来なくても心配しなかっただろうか？そんなはずはない。「人権」が討議されるようになったのは最近だとしても、人間の尊厳や感情は55年前もあったはずだ。

2つ目は、女性として。何よりも、次に戦争が起きた時に自分が「従軍慰安婦」にされたくないという気持ちから、この「法廷」を支持する。今まで女性の平和運動というと、夫や息子を戦争に送りたくない、子供に悲惨な思いをさせたくない、というような「妻」や「母」の視点からの運動が多かったと思う。また、「女性は生命を生み出す性だから平和を愛する」というようなジェンダー観に基づくイメージが作られている。この「法廷」は「妻」や「母」でなく、個人としての女性が自分の身を守るための運動である点がとても新鮮だし、気に入っている。

3つ目は、日本国民としての責任を果たすため。「日本人」という、加害国の子孫に生まれたことは私の責任ではないが、戦後責任を果たしていない日本国の「日本国民」であ

ることには責任がある。今まで日本は外圧によってしか戦争責任に向き合ってこなかった。民間では様々な戦争犯罪を追求するグループや、「従軍慰安婦」などの被害者を支援する団体があるが、日本全体を外国からみたら、相変わらず責任を逃れようとしている国、としか見られない。この「法廷」は（やるのは国際実行委員会だとしても）、日本人が初めて自らの罪を裁く、大規模な裁判である。国際的にも注目されているし、名誉回復とまでは行かなくても、日本人でもこのような活動をしている人がいるということを世界に知らせるよいチャンスだと思う。

「法廷」まであと1か月、なぜ現代人である私がこの「法廷」にかかわっているのかを、自分の言葉でさらに多くの人に伝えて、支持者を増やしていきたい。（石塚直子）

●戦後の日本では民主主義と平和主義が強く結びついてきたといわれる。実際、民主主義憲法は戦争の放棄を明文化（第九条）したし、戦後の大衆運動のある時期を「60年アンポ」「70年アンポ」と名づけて特徴付けているように、国民的政治要求と戦争問題は一体となってきたように思われる。

このことは欧米が国内で人権宣言でもって個人の独立、対等を確立した時期は、同時に植民地主義の時代でもあったことと比較され、日本の民主主義の特徴であるという。抵抗の価値を意識し、その表現にまで成熟するようになるのは、多くの日本人が戦争中の無権利状態の貧困と戦争後のさらなる貧困に苦しめられて、そこへ憲法による権利の保障が加わったことによるだろう。「もう戦争はごめん」だという意識は、自らが抑圧されているという自覚であり、国内に民主主義憲法意識を浸透させる土壌であっただろう。

新聞の社会面に載るような事件から背景には失業問題と何より民主主義がこの国では未熟であることを感じる。全ての人間が独立で台頭である客観的状況と主観的自覚があるならば、私たちの生活はもっと違ったものになるだろう。国民は再びあの戦争を意識するときだ。民主主義憲法を国民自らが確立できないと世界から判断されてしまったあの侵略戦争を。あの戦争の批判こそが、日本の民主主義の原点であるのだから。

さらにこの国で女として主体的に生きようとする様々な困難がある。男女が対等でありたいと望むとき戦中の性奴隷問題は私にとって遠くない事件であると思われる。

（宇野秀子・法学部学生）

国際刑事裁判所シンポジウム

軍事基地問題から国内法改正まで～アジアでの可能性を探る

辻井美穂 (VAWW-NET Japan 会員、女性コーカス・プロジェクトコーディネーター)

世界中が見守る中、1998年6月国際刑事裁判所(ICC)規程がローマで採択されたことで国際法は大きく進展しました。ICCは戦争犯罪、人道への罪、ジェノサイドの罪などを犯した国家の指導者や責任者を裁きます。女性にとって画期的なことは、世界各国の女性法律家や人権活動家が「ICCにジェンダー正義を求める女性コーカス」を結成してキャンペーンした結果、規程の中に女性に対する戦争犯罪や人道への罪が明記されたことです。とくに、戦時性暴力の不処罰をなくすために、大きな役割を果たすことができます。

また、この規程は、各国が軍事基地の性暴力や人身売買、ジェンダーによる迫害などを規制するための国内法改正をする拠り所にもできます。戦時に限らず日常でのさまざまな女性に対する暴力や性犯罪に関して不処罰の循環を断つ手がかりになるわけです。

しかし、この規程を60カ国が批准しなければ国際刑事裁判所は設立されません。これまでに批准したのは22カ国なので、世界各国で批准促進キャンペーンが行われています。日本での関心はまだ低く、日本政府は批准する動きを見せていません。

このシンポジウムで、国際刑事裁判所が私たち女性にとってどんな意味があるのかを知り、日本を初めアジア太平洋地域で批准キャンペーンを始めるきっかけにしたいと思います。ぜひ、参加してください。

「女たちの21世紀」No. 24 特集：女性への暴力ー日常から武力紛争まで

2000年10月1日発行・アジア女性資料センター・1200円

「日常の女性への暴力」(DV、滞日アジア女性への暴力の問題など)「武力紛争下の女性への暴力」(東チモール、旧ユーゴ、ルワンダなど)、「国家の暴力」(ナショナリズム批判など)の三部構成で、幅広い守備範囲と濃い内容、「法廷」や「公聴会」と関係深い内容になっています。「法廷」前にぜひご一読を。

日時：12月12日(火) 18:30～21:00

場所：江戸東京博物館 (JR 両国駅前)

地下一階会議場

参加費：無料

主催：ジェンダー正義を求める女性コーカス (ニューヨーク)

連絡先：03-5348-6330

電子メール：mihotsujii@dream.com

パネリスト

●ビル・ペース (国際刑事裁判所NGO連合代表・米国)

●エレノア・コンダ (国際女性差別撤廃委員会政府代表・フィリピン)

●ベティ・ムルンギ (ルワンダ国際戦犯法廷専門家、「女性国際戦犯法廷」法律顧問・ケニア)

●東澤靖 (弁護士、国際刑事裁判所専門家・日本)

司会 (予定)

●高里鈴代 (基地・軍隊を許さない行動する女たちの会共同代表・日本)

ベルリン「法廷」支援集会大成功！！

11/22(水)、「アジアー斉水曜デモ」に先駆けること一週間、ベルリンで「法廷」支援集会が行われました。ドイツ各地からなんと150名もの参加者があり、大成功のうちに終わりました。参加者は日韓両女性グループ、ベルリン在住韓国人の他、約半数がドイツ人で各地の教会団体、女性人権団体のTerre des FemmesやCourage、プレーメンからはインドネシア民主化運動に関わる女性も駆けつけたとのこと。太鼓演奏で始まり、黙祷、献花、スピーチの後、代表4人が日本大使館へ公開書簡を手渡しに行き、建物の外に應對に出た政治担当の書記官に公開書簡を手渡しました。日本でもぜひ成功させましょう！

2日間の緊張した会議で「法廷」について決まった要点を整理してみます。

1)「法廷」の性格

- ①この法廷は国家主権によるのではなくpeople(人々、民衆、人民)主権による裁判
- ②東京裁判の継続あるいは追加。東京裁判から疎外された被害者に証言する機会を与える
- ③法的な成果のある象徴的、政治的意思表示

2)公正な法手続き問題

- ①被告の日本政府に出廷招請状を出す
- ②各国起訴状に天皇を初め被告個人の名前を出す
- ③被告は強力な証拠のある個人にしぼり、その他の個人の名前は起訴状の中であげる
- ④被告の弁護人が必要で、その選任は日本の検察団に依頼

3)判決

- ①時間的制約から、12月12日にはある程度詳しい判決要旨を発表し、長文の判決本文は

ハーグ、そして東京へ

ハーグは司法の街である。力と政治と経済が全てを支配するかのような国際社会において、人々はハーグを司法と正義の府として位置づけてきた。国連創設と共に設置された国際司法裁判所(ICJ)、そして90年代に入って設立された旧ユーゴスラビア国際刑事法廷(ICTY)はルワンダ国際刑事法廷(ICTR)の上級審も兼ねている。さらに、準備中の国際刑事裁判所(ICC)も、このハーグの地に置かれることが決まっている。

このハーグの地において、女性国際戦犯法廷の最初の裁判官会議が開かれたことは十分すぎる程に意義深いものであった。ICTYの元裁判長をつとめたガブリエル・マクドナルド弁護士や規約人権委員会の副議長を務めるバグワッティ元インド最高裁長官をはじめとする6名の裁判官を中心に、女性国際戦犯法廷の準備は、あらたなそして最終的な段階を迎えた。

責任のある者を司法と正義の名において訴追するということは、けっしてあつい思いだけや生半可な準備でないうるものではない。長年にわたる国際司法の経験に富む裁判官たちは、この女性国際戦犯法廷にかけける期待が大きいゆえに数々の要望も出さざるを得なかった。どの程度確実な証拠を持つ者を訴追するのか、わずか4日間の法廷が効果的であ

- 2001年3月8日国際女性デーに公表する
- ②「法廷」の性格から判決は、象徴的道義的であり、過度の法的形式主義をとらない
- ③サバイバーの最小限の期待を満たすようにする
- ④国家の継続する責任をとりあげる
- ⑤裁判官は個人と国家の責任の意味をこの「法廷」の文脈の中で創造的に探求する

4)広報

- ①判決要旨と一緒にプレス声明を発表する
- ②証言その他の文書はインターネットで流す

以上、裁判官、検事その他の法律専門家たちが真剣に意見を交わした結果意見一致した「法廷」の内容です。被害女性たちが喜び、なおかつ法律的に意味のある「法廷」になることを確信しています。ハーグ会議参加者に心から感謝したいと思います。

では12月に「法廷」でお会いし、歴史的な「法廷」を盛り立てましょう。

東澤 靖(弁護士・「法廷」日本側検事)

るとともに歴史に残る質の高い判決を出すためにどうするのか、日本をはじめとする被告を法廷はどう扱うのか。

そうした議論を経て、法廷は、東京裁判で裁かれるべきであった犯罪を裁くこと、個々人の犯罪への関与を明らかにしつつ被告人は確実な証拠を持つ政府高官に絞り込むこと、日本政府の参加を事前に促すこと、総論的な論点を法廷で提起する弁護人もおくこと、法廷はその終了後ただちに要約判決を出す、より完全な判決を2001年3月に行うこと、などが合意された。

旧日本軍による性奴隷の問題は、これまで、人権のジュネーブ、そして女性の権利のニューヨークと、様々な国連機関の中で、とりわけ補償の問題を中心に引き上げられてきた。しかしマクドゥーガル報告を機に、性奴隷は国際社会に対する犯罪であり、その国際的な刑事責任を明らかにすることが、なお今日、世界各地で止むことのない武力紛争下の性暴力とたたかう道であることが明らかになりつつある。「従軍慰安婦」の問題は、国際犯罪として法と正義のもとに裁かれるべきだ、という、ハーグの理念が適用されつつある。

ハーグで結成された法廷の裁判官団は、その理念をもって、真の東京裁判とも言うべき女性国際戦犯法廷にのぞむことになる。

「法廷」参加者最新情報

★「女性国際戦犯法廷」への参加者数は以下の通りです（11月17日現在）。

・各被害国からの参加人数（かっこ内は被害者数） 計369名

韓国223（31）名、朝鮮10（2）名、中国32（9）名、台湾50（15）名、フィリピン32（14）名、インドネシア10（4）名、東チモール5（2）名、オランダ6（2）名

・海外からの一般参加者国別人数

アメリカ合衆国18名、ドイツ8名、タイ3名、スイス2名、カナダ2名、オーストラリア2名、ウズベキスタン2名、南アフリカ2名、オーストリア1名、スウェーデン1名、ユーゴスラビア1名、ボスニア1名、ウクライナ1名、アゼルバイジャン1名、カンボジア1名、マレーシア1名、ヨルダン1名、タンザニア1名、ケニア1名

★「女性国際戦犯法廷」には以下の各界関係者が参加します。

●法律顧問

ロンダ・カブロン（アメリカ・ニューヨーク市立大学）

ベティ・ムルンギ（ケニア・女性弁護士連盟）

ケリー・ドーン・アスキン（米国・『女性に対する戦争犯罪』著者）

●国際諮問委員会

アリアン・ブルネ（カナダ・International Center for Women's Human Rights and Democratic Development）

シャーロット・パンチ（米国・Center for Women's Global Leadership）

ユーヘニア・ビザ・ロペス（メキシコ/イギリス・International Alert）

マリメ・エリー・ルカス（アルジェリア/フランス・Women's Living Under Muslim Law）

レパ・ムラジェノヴィッチ（旧ユーゴ・Autonomous Women's Center Against Sexual Violence）

ヴァヒダ・ナイナー（インド・Women's Caucus for Gender Justice）

ジュリー・ショウ（米国・Urgent Action Fund）

フェリシティ・ヒル（オーストラリア/米国・Women's International League for Peace and Freedom）

リーガン・ラルフ（米国・Human Rights Watch）

●専門家証人

山田朗（明治大学教員）

林博史（関東学院大学教員）

吉見義明（中央大学教員）

ゲイ・マクドゥーガル（米国・国連人権委員会・武力紛争下の組織的強かん、性奴隷制および奴隷制類似慣行に関する特別報告官）

フリッツ・カールスホーベン（オランダ・ライデン大学名誉教授）

●公聴会への参加

ラディカ・クマラスワミ（スリランカ・国連人権委員会・女性への暴力特別報告者）

●一般参加者として

ピレイ（南アフリカ・ルワンダ国際戦犯法廷裁判官）

ノーマ・フィールド（米国・『天皇の逝く国で』著者・シカゴ大学教授）

クリスタ・パウル（ドイツ・『ナチズムと強制売春』著者）

どのように暴力が繰り返され、エスカレートしてきたかを表すため、多くの紛争に共通して見られる以下のテーマが専門家によって解説されます。

■ 極限主義—国家主義や民族、宗教などの原理主義、人種的排他主義、多数派主義など

■ 軍事主義—侵略、国家抑圧、軍隊や武装集団の駐屯、強国の外交政策など

■ 資源をめぐる紛争や暴力—土地、領土、水や天然資源使用权の略奪

■ 紛争後の暴力、および平和と再建の不在がもたらす影響—平和合意に

調印するなり、いわゆる紛争解決後の復興期の段階で女性が排除され、受けた被害と和解する手段からも遮断され、更なる暴力の対象とされる。

<プログラム*>

9:30-10:00 主催者挨拶

「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク

女性の人権アジアセンター（フィリピン）

ジェンダー正義を求める女性コーカス（ニューヨーク）

10:00-10:30 公聴会の紹介—司会者

シャーロット・パンチ（Women's Center for Global Leadership 米国）

バヒダ・ナイナール（主催団体代表・米国/インド）

10:30-12:45 証言

沖縄、ルワンダ、東チモール、グアテマラ・米国中央情報局、ベトナム、

ブルンディ、コンボ（旧ユーゴ）など

12:45-1:15 午前の部の分析と解説

1:15-1:45 午前の部まとめ—司会者

1:45-2:45 昼食

2:45-3:00 午後の部の紹介—司会者

3:00-4:45 証言

バングラデシュ、グアテマラ、チアパス（メキシコ先住民族）、アルジェリ

ア、ビルマ、アフガニスタン、ソマリア、シエラレオネなど

4:45-5:15 午後の部の分析と解説

5:15-5:45 閉会の辞

ラディカ・クマラスワミ

「女性に対する暴力」国連特別報告官

5:45-6:00 閉会セレモニー

サバイバー・司会

公聴会は当日受付なので、事前申し込みの必要はありません。お知り合いの方々に声をかけて、じかに彼女たちの証言と正義を求める声に耳をかたむけてください。

宣伝やボランティアのご協力をお願いします。

事前や当日に宣伝や受付、アテンドなどのボランティアを募集しております。また、イベントの折や学生、運動関係者の方々にチラシを配布してくださる方は、こちらからチラシを発送いたしますので、ご連絡ください。

連絡先

ジェンダー正義を求める女性コーカス

江東区潮見 2-10-10 パウネット・ジャ

パン事務局内（担当：辻井美穂・秋元由梨）

tel/fax (03)5348-6330

メール mihotsujii@dream.com

「現代の紛争下の女性に対する犯罪」国際公聴会

日時 12月11日(月) 9:30-18:00
9:00開場・9:30受付終了
場所 九段会館ホール(地下鉄東西線・新宿線・半蔵門線九段下駅から徒歩1分/JR飯田橋駅)
参加費 2000円
主催 ジェンダー正義を求める女性コーカス(ニューヨーク)
共催 「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(日本)
女性の人権アジアセンター(フィリピン)

20世紀の最後の10年に、「慰安婦」とされた女性が50年間の沈黙を破ってアジア各地で声をあげたとき、世界中では多く女性たちが戦争や紛争下で性暴力の被害に苦しんでいました。そこで女性たちは国際的に連帯して立ち上がり、不処罰の循環を断ち切ることを求めました。

世界中では法廷を機に、元「慰安婦」たちと共に、12月11日の国際公聴会で本人証言をしてくださるために、紛争下の女性に対する暴力のサバイバー(被害女性)とその支援者の方々が、来日します。公聴会は、元「慰安婦」に行われたような犯罪が、現在も世界中で行われていること、そしてその暴力が普遍的に行われている女性に対する犯罪であり、不処罰が未だに続いていることを示します。元「慰安婦」とその支援者たちと共に、不処罰の循環の断ち切りを求める女性たちの力強い要求と行動に接し、連帯を深める機会です。

当日は、地域的にも犯罪の種類でも多様性のある、以下のような証言が行われます。これらの証言は冊子にまとめられ、当日配布されます。*印のものは証言を準備中なので参加がまだ未確定です。

アジア・中東	アフリカ	ラテンアメリカ	欧米
沖縄 レイプ ベトナム 枯葉剤 バングラデシュ レイプと紛争後の影響 東チモール レイプ アフガニスタン 強制結婚(レイプ) ビルマ 殺害・拷問・身体切断・強制退去	シエラレオネ レイプ ブルンディ レイプ ソマリア 国連平和維持隊員による少年の殺害と死体のレイプ アルジェリア レイプ・拷問 *ルワンダ 強制結婚	グアテマラ レイプ コロンビア 殺害・強制退去 チアパス(メキシコ先住民) 強制不妊手術 *ピエケス米軍基地(プエルトリコ)	コソボ(旧ユーゴ) 米国 グアテマラにおける米国中央情報局員の指導下でのレイプ・拷問

公聴会ではさらに、現代の「紛争」と女性に対する暴力について、専門家による分析が発表され、世界中の女性たちがどのような行動を取り、今後の可能性が何であるのかも紹介されます。来春、国連に提出する武力紛争下の女性をテーマの報告書に、国連文章として初めて軍事基地問題を扱うという「女性に対する暴力」の国連特別報告者、ラディカ・クマラスワミさんも発言をします。

「法廷」イベント情報

★「女性国際戦犯法廷」に向けて～
行動報告集会 11/29(水) 18:00～
渋谷勤労福祉会館(03-3462-2511)

★アジアー斉水曜デモ 集会後
(日時が変更になりました！)

集会：「法廷」準備状況報告(松井やより)、日本政府への「法廷」出席要請行動報告(事務局)、国際連帯「アジアー斉水曜デモ」(韓国、台湾、フィリピン、インドネシア、ベルリン、パリなど)報告(事務局)など。

デモ：渋谷の街を音楽を演奏しながら、「法廷」ロゴマークにあしらわれている「太陽」(勝利)、「ろうそく」(正義・見張り役)、「花」(希望と平和)、「女性」(戦争犯罪のサバイバーと、戦争犯罪と性暴力をなくすために闘うすべての女性)をモチーフにしたデモにします。参加される方は、おののおろうそく(あるいはペンライトなど)を手に持ったり、花を身につけて参加してください。

★前夜祭 12/7(木) 18:30～20:30
前夜祭は、「責任者を処罰せよ」という絵を描かれた姜徳景さんのビデオ『私たちは忘れない』を上映、その後各国の活動をスライドで紹介しします。他、裁判官や検事の紹介、癒しの舞、サバイバーから亡くなったサバイバーへの献花などの追悼のセレモニーがあります。(入場自由・500円。場所はお問合せください)

★ビデオ上映会
12/9(土) 18:30～20:30
ビデオ塾製作のビデオ、女性コーカス製作のICCに関するビデオ、被害各国のサバイバーに関するビデオなどが上映されます。(傍聴者のみ・無料)

★アジア文化の夕べ
12/10(日) 18:30～20:30
被害各国からミュージシャンやダンサーが来日し、歌や踊りを披露します。台湾から原住民の音楽家、韓国からは歌手のユン・ミジンさんが参加、在日の朴保さんや琉球舞踊なども参加が予定されています。(傍聴者のみ・無料)

★判決後デモ

12/12(火) 14:00～16:00
判決をアピールし、日本政府に判決を尊重するように求めるため、サバイバーと参加者が共に国会に向けてデモ行進をします。「法廷」傍聴者のほとんどが参加すれば1000人規模の大デモになります。傍聴に来られない方もぜひ参加して下さい。

「法廷」賛同・報道情報

★賛同団体

現在38団体が賛同、237団体から「法廷」基金にご協力いただきました。まだ現在も増えている状況で、最終的にはもっと増えそうです。

★メディア

17日には外国メディア、日本メディア別々に記者会見を開き、それぞれ30社ほどの参加があり、「法廷」取材の意向を示していました。また、報道関係を統括するメディア・コーディネーターに高橋茅香子さんという朝日新聞の英文部門で長く仕事したベテランのジャーナリスト(アドリエンヌ・リッチやアリス・ウォーカーの翻訳家でもあります)がなってくださったこと、アメリカでフェミニストラジオ局をやっているマリア・ソアレスさんが参加すること、中国、韓国など被害国からテレビ・チームなどが来ることなど、歴史的な「法廷」が世界中に的確に伝えられると思います。

また、国内メディアも、NHKの「ETV2000」という番組で、二夜連続で「法廷」「公聴会」を取材した特別番組が放送されます。放送は1月下旬の予定。また、『世界』(岩波書店)12月号は「戦時性暴力ー市民による審判へ 2000年女性国際戦犯法廷の意味」と題して特集が組まれています。高橋哲哉さんの論文、松井代表の論文、各国の「慰安婦」被害・年表・裁判といった資料(p119一覧表中、「万愛花さんら10人(内3人逝去)」は「万愛花さんら10人(内2人逝去)」に訂正)、首席検事パトリシア・セラーズさんのインタビュー等盛り沢山の内容です。

『女性国際戦犯法廷』日程

2000.11.23 現在

12/7 木	前夜祭
18:30-20:30	
12/8 金	法廷第1日
10:00-10:30	開廷の言葉 国際実行委員会 開廷宣言 裁判長
10:30-11:30	起訴状朗読 被告側弁論
11:30-13:00	韓国・朝鮮 I ＜昼 食＞
14:30-16:00	韓国・朝鮮 II
16:00-16:40	専門家証言 日本軍の構造（林博史）、天皇の責任（山田朗）
16:40-17:30	日本 天皇および国家責任に関する立証
18:30-20:30	歓迎パーティ（関係者のみ）
12/9 土	法廷第2日
10:00-11:30	中 国
11:30-13:00	台 湾 ＜昼 食＞
14:30-15:05	専門家証言 「慰安婦」制度（吉見義明）、トラウマ（レバ・ムラジェノヴィッチ）
15:05-16:50	フィリピン
16:50-17:05	マレーシア
18:30-20:30	ビデオ上映会
12/10 日	法廷第3日
10:00-10:45	オランダ
10:45-12:15	インドネシア
12:15-12:55	専門家証言 レイシズムと戦時性暴力（ゲイ・マクドゥーガル） 国家責任（フリッツ・カルスホーベン） ＜昼 食＞
14:30-15:15	東チモール
15:15-15:45	日本人「慰安婦」
15:45-16:15	加害兵士証言 2人
16:15-17:15	検事論告 裁判官コメント
18:30-20:30	アジア文化の夕べ
12/11 月	『現代の紛争下の女性に対する犯罪』国際公聴会
9:30-18:00	世界の紛争地の12人の証言と専門家の解説
18:30-20:30	日本軍性暴力と現代の紛争のサバイバー交流会（関係者のみ）
12/12 火	法廷第4日
9:30-12:00	判決
13:00-14:00	記者会見
14:00-16:00	デモ
16:00-17:00	国会議員訪問
18:30-21:00	国際刑事裁判所（ICC）シンポジウム

*プログラムは一部変更の可能性あります

韓国から「法廷」に参加する ハルモニのこと

尹貞玉（挺対協共同代表）

韓国被害者ハルモニと挺対協は、去る8月31日から9月2日まで、梨花女子大学の忠清北道にあるにあるコサリキャンプで修練をしました。修練中に2000年法廷参加費用の一部をハルモニ達が自費負担することに決めました。

キャンプには被害者ハルモニが19名、挺対協の者5名、心理治療者1名、老人福祉専門家1名、地方活動家と志願奉仕者11名、計37名でした。

ご存知の通りハルモニ達の住宅生活費、医療の問題は解決されています。村の就労作業には優先権が与えられているし、零細民

手当を大部分与えられているし、政府の支援金と挺対協の募金を正確に均等にお渡ししています。ナヌムの家と江原道横城にあるキリスト教系の施設では何時でも歓迎されています。入る時入ってからも一切無料です。

それでハルモニ達は今度のコサリキャンプで挺対協の者達とその他の指導者達と参加者と討論して2000年法廷では外から与えられた名誉と尊厳性だけでなく自分達の手で自分達の名誉と尊厳性を獲得するという象徴的ジェスチャーとして参加費120万ウォンの中の20万ウォンを喜んで各自負担することに決めました。

ハルモニ達は今から健康管理に一生懸命です。とても張り切って2000年法廷参加を準備しています。たのもしいかぎりです。

（原文日本語）

各地の活動～札幌から

松井やよりさん講演会報告

VAWW-NET Japan 代表、松井やよりさんの講演「「慰安婦」犯罪を裁く一東アジアの平和をつくる女たち」が、11月2日、札幌市女性センターに於いて行なわれました。この講演はさっぽろ自由学校「遊」（代表：七尾寿子、花崎皋平）でわたしが開講している「憲法の平和主義ってそういうことだったのか講座」の一環ですが、今回に限って、女のスペース・おん、戦争と女性への暴力を考える北海道キリスト者の会、無防備・非核ネットワーク札幌、戦争なんて認めない！市民運動大集会事務局の4団体と共催で行ないました。

憲法講座の中で女性国際戦犯法廷の話をしてほしいと思ったのは、日本国憲法の平和主義を考えるうえで、女性に対する暴力の克服という視点は欠かせないからです。国家による暴力、性暴力など、あらゆる暴力の否定が日本国憲法の平和主義だとわたしは考えています。

講演の内容は、「法廷」実施を決めた経緯や準備の様子、現在の紛争地域での性暴力とそれに対する世界中の女性の力強い運動につ

君島東彦（北海学園大学法学部）

それに10月末にあったハーグでの裁判官会議の報告など多岐にわたりました。今回の「法廷」ではアジアの女性に対する日本軍の責任が追及されますが、戦時性暴力は第二次大戦中の日本軍だけの問題ではないということも強調されました。むしろ紛争地のどこにでも起こりうる犯罪であるゆえに、わたしたちはその克服と防止に全力で努めなければならないと、あらためて感じました。

熱意にあふれ、説得力のある松井さんのお話には、女性国際戦犯法廷という言葉初めて聞く人から「慰安婦」問題を長く考えてきた人まで120人の聴衆ほぼ全員が共感したようで、VAWW-NET Japan に対して11万円余のカンパが集まりました。今回の講演を契機に「法廷」や国際公聴会に北海道からかけつける人もいます。「法廷」の成功を祈ること切なるものがありますが、「法廷」は終点ではなく、性暴力を克服しようとするわたしたちの運動の新たな出発点として後世から記憶されることになる、とわたしは思います。（談）